声伝送役務のみに用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理しなければならない。

［２　略］

３　第一項の整理は、資産にあっては第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表の営業費用を基礎として施行規則第四十条の五の三に規定する基準を用いて別表第九の三による第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表を作成して、費用にあっては別表第九の四に掲げる費用算定方式を用いて別表第九の五による第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門原価の算定）

第十七条の三　前条第一項の電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）は、別表第九の五の第一種公衆電話機台数削減区分別費用明細表に記載された費用とする。

（施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る資産及び費用の整理）

第十七条の四　第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務のみに用いていた資産及び費用を、年度ごとに整理しなければならない。

２　前項の整理は、施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務のみに用いられる電気通信設備を、別表第九の六の左欄の対象設備ごとに、同表の右欄の設備区分に区分して行うものでなければならない。

３　第一項の整理は、資産にあっては第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表の営業費用を基礎として施行規則第四十条の五の三に規定する基準を用いて別表第九の七による施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る固定資産明細表を作成して、費用にあっては第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表の営業費用を基礎として施行規則第四十条の五の三に規定する基準を用いて別表第九の八による施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

（施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る設備管理部門原価の算定）

第十七条の五　前条第一項の電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価は、当該電気通信設備の管理運営に必要な費用（別表第九の八の区分別費用明細表に記載された費用をいう。）に別表第一の二の他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額（設備管理部門に対応するものに限る。）を加えて算出するものとする。

（設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定）

第十八条　設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価及び第十七条の五の規定により算定した施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る設備管理部門原価を加えることにより、第一号基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

附　則

［１～９　略］

10　別表第一については、当分の間、三の項を記載しないこととする。

11　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

声伝送役務のみに用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

［２　同上］

３　第一項の整理は、資産にあっては、別表第六に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて別表第九の三による第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表を作成して、費用にあっては、別表第九の四に掲げる費用算定方式を用いて別表第九の五による第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門原価の算定）

第十七条の三　前条第一項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）は、別表第九の五の第一種公衆電話機台数削減区分別費用明細表に記載された費用とする。

［新設］

［新設］

（設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定）

第十八条　設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、第一号基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

附　則

［１～９　同上］

［新設］

10　［同上］